

第4号様式

杉並区外部評価委員会定例審議概要

開催日	平成15年10月28日(火)午後3時から5時まで	場所	区役所東棟教育委員会室
出席委員	山本 清 会長 瀬口 清之委員 根建 伸子委員 町田 幸蔵委員 吉川 富夫委員		
審議対象期間	平成 14 年度 (平成14年4月1日 ~ 平成15年3月31日)		
抽出案件	杉並区立高円寺中学校屋内運動場及び校舎耐震補強給排水衛生・換気設備工事	指名競争入札	
	杉並区障害者福祉会館内装改修その他工事	指名競争入札	
	高南中学校屋内運動場屋根改修工事	指名競争入札	
	路面改良工事(R-18)	指名競争入札	
	杉並第一小学校外9校天井扇取付工事	公募型指名競争入札	
	橋梁耐震補強工事	条件付一般競争入札	
	杉並区立高円寺中学校屋内運動場改築及び校舎耐震補強工事	条件付一般競争入札	
	計 7件		
主な質問 意見、それに対する 回答等	質問・意見		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による報告 又は意見の具申	定例審議(平成14年度執行の入札の適否について)		
	抽出した7件の入札執行の適否について ・委員会が抽出した7件の入札については、適正な執行がなされていると認める。		

	入札・契約制度に対する意見		
	条件付一般競争入札の適用範囲の拡大について ・杉並区では、一般競争入札を推進していることは評価するが、入札・契約制度の透明性、競争性、客観性の確保の観点から、一般競争入札の適用範囲の更なる拡大を図る検討が必要である。		
	区内業者への対応について ・入札制度の競争性を高める条件付一般競争入札の適用範囲の拡大を推進しつつ、区内業者への対応についても検討する必要がある。		
	工事発注基準の公表について ・入札参加業者の資格条件を定めている工事発注基準は、入札・契約執行過程の客観性、透明性を高めるため、公表していくことが必要である。		

委 員	区
<p>1 入札監視委員会の設置経過、所掌事務について</p> <p>要綱では、入札監視委員会の所掌事務を入札及び契約手続き全般について意見具申、利害関係者からの苦情申し立ての処理に関することと規定しているが、要領では、工事に限定しているがその理由は、</p> <p>要領第9条に規定する審議内容は、広範に亘っているが、委員会としてはどこまで審議するのか。</p> <p>委員会のスタンスとしては、法、条例等に基づき、適正に入札行為、契約が執行されたかという点で、審議を進めていきたい。</p> <p>2 区の入札制度の概要について</p> <p>落札率に影響する、予定価格はどのように変化してきているか。また、年度間の平均落札率の推移を見ると、一度下がった落札率が上がり、また下降するという状況であるが、どのように判断しているか。</p> <p>特定の業種に低入札が起こった現象は、杉並区の特特殊性に起因するものなのか。東京都全体の傾向なのか。</p> <p>平均落札率の推移で、指名が一番高いのは理解できるが、公募型指名が条件付一般競争入札よりも低い理由を分析する必要がある。</p> <p>入札方式別の経年の比較をすると、区の費用面の節減が進んだか検証することができる。</p>	<p>適正化法に基づき、当面工事について、ご審議いただくが、委員会の意見を踏まえて検討していきたい。</p> <p>個別の入札案件と入札契約制度全般に係るものと区分してご審議いただきたい。個々の入札は、現行の基準に基づき、適否を判断願いたい。制度全体の改善点についても、意見具申いただければと考えている。</p> <p>資材価格が下がっている傾向があり、それに伴い工事費は下がっている。平成12年度は、特定業種（道路舗装）で落札率が下がり、工事全体の落札率を下げていることが原因と思われる。</p> <p>杉並区独自のものと考えている。理由は、特定の業種（道路舗装）の落札率が経験則から考えにくい60～70%で、そのことが工事全体の落札率を下げていると考えている。</p>

委 員	区
<p>区外業者の入札参加は、いつから認めているか。</p> <p>公募型指名競争入札、指名競争入札では指名業者数は何社か。</p> <p>3 平成14年度入札に係る審議対象7件について</p> <p>条件付一般競争入札の参加資格条件として、契約実績を求めているが、この条件の設定により、業者の入札参加機会を制限することにならないか。</p> <p>工事の規模により、指名基準を区では定めているのか。基準を定めるにあたって議決が必要なのか。</p> <p>指名基準が区内部で定められているのであれば、来年度以降の課題として、指名基準を提示してほしい。</p> <p>指名競争入札は、業者間でどこが入札に参加するのか事前にわかるか。</p> <p>公募型指名競争入札では、入札参加申込場所が契約担当のカウンターとなっているがどうか。</p>	<p>平成6年度から、区内業者数の一定割合の区外業者の入札参加を認めている。平成14年度から3000万円以上の案件に適用範囲を拡大している。</p> <p>公募型指名競争入札では、参加資格条件を満たしている業者は全業者指名する。指名競争入札は、予定価格や業種により、都の格付、経審や手持ち工事の状況を判断材料として、杉並区競争入札実施要綱に定める業者数を入札参加業者として指名している。</p> <p>区内業者に杉並区との契約実績を求めているが、工事の質確保、杉並区の仕様に基づく工事が施工できることの確認の点から条件を付している。</p> <p>年度ごとに、工事の規模により発注基準を定めているが、この基準については、議会の承認を必要とせず、策定している。</p> <p>現場説明会を廃止し、入札関係書類を郵送しているので、業者間では入札のときまで、どこが入札に参加するのか知ることはできない。</p> <p>公募型指名では、契約窓口での持参方式の申し込みとしている。</p>

委 員	区
<p>業者の入札金額を見ると、切りのいい数字で落札されることが多く、やや不自然と思えるが、なぜこのような結果となったのか。区民に疑問を抱かせるのではないか。</p> <p>平成 14 年度に行われた、給排水・衛生工事の指名競争入札 19 件の内、随意契約が 10 件あった。全落札者は、第 1 回目から 3 回目まで 1 番低い価格で入札しているが、この結果について区としてどのように考えているか。</p> <p>入札経過を調査した給排水・衛生の 19 件で、1 位入札者だけは常に不動であるのに対し、2 位以下は入札価格の順位が入れ替わっているのは不自然であり、区としては対応を考える必要がある。</p> <p>落札率が高いからといって、談合と決めつけるわけではないが、談合が起こらないシステムをいかに構築していくかが重要である。</p> <p>杉並区では、一般競争入札を推進し、区外業者を入れていることは評価できるが、透明性、競争性、客観性の確保という意味で、一般競争入札の条件を下げるとか、入札参加に区外業者の数を増やすなど検討が必要である。</p> <p>資料 6 の登録業者数であるが、少ないと思う。競争性を高めるためには、登録業者を増やす必要があるのではないか。登録業者数が少ないことが、指名の際、区の裁量を優先することにつながっているのではないか。</p> <p>区内業者の保護は必要と思うが、区発注工事を区内業者に行わせることについてどう思うか。業者間の競争力に差がある中で、零細業者が生き残れるように工事発注量を割り振っているのか。</p>	<p>結果としてこのような状況になった。</p> <p>平成 14 年度までは、3 回まで入札を行っていたが、委員質問のとおりであると認識している。</p> <p>平成 15 年度から、全工事案件で、予定価格を事前公表しており、入札回数は、1 回となっている。</p> <p>登録については、登録基準に該当すれば希望業者は登録させている。また、年度当初定めた指名基準に基づき、同一業者に重複発注が発生しないように指名している。</p> <p>区内業者の育成も必要であるが、入札・契約制度の基本との調和を考慮している。</p>

委 員	区
<p>零細企業を保護していく立場に立てば、入札参加を区内業者に限定することになり、競争が起こりにくい状況になるが、どう考えるか。</p> <p>区の工事を受注することが、果たして本当の意味での地元業者のためになっているのか。</p> <p>条件付一般競争入札では、入札参加業者は、図面等を特定のコピー店で購入することになっているが、コピー店から参加業者名が漏れることはないのか。</p> <p>完全自由競争では、工事発注コストは下がるが、多くの零細業者は倒れる。その点を明らかにした上で競争を制限する基準を作っていく方が、現実的だと思うが。</p> <p>入札方式について、完全な透明性を確保するという問題よりも、杉並区が他の区と比較して工事発注価格が、適正かどうか調査することが必要ではないか。</p> <p>ホームページで公開している入札関係資料は何か。</p> <p>入札参加業者数が少ないのが問題であって、区の裁量を少なくするためにも、入札参加業者を増やすための方策が必要ではないか。</p>	<p>条件をどのように設定するかの問題は残るが、競争性を増し、行政の裁量を小さくするために、条件付一般競争入札の枠を拡大することである。来年度の入札制度の改革については、委員の意見を参考に検討していきたい。</p> <p>経審の売上実績を調査すれば、売上に占める区の発注工事の占める割合は、判断できる。</p> <p>コピー店には、入札参加業者名は知らせていない。</p> <p>区では、3000万円以下の工事の公募型指名競争入札と指名競争入札では区内業者に限定している。他の区では、この基準が、およそ1億円で設定されており、区内業者からは、基準を上げてほしいとの要望が出ている。</p> <p>杉並区も他の区と同様、東京都の積算基準を使用しているため、大きな差は生じない。</p> <p>全入札案件に係る入札経過調書、工事概要書、指名理由を公表している。</p>